

周南市コンベンション・レンタル事業実施要綱を次のように定める。

平成 26 年 12 月 17 日

周南市長 木 村 健 一 郎

○周南市コンベンション・レンタル事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、周南コンベンションシティ実現に向けた取組を官民一体となつて推進するため、コンベンション関係者に対して、コンベンション開催に当たり必要な物品(以下「物品」という。)を市が貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) コンベンション 各種大会、企業、学会等の会議、研修会、イベントその他の集会をいう。

(2) コンベンション関係者 コンベンションの主催者、関係団体、コンベンション会場施設関係者(以下「会場施設関係者」という。)等をいう。

(物品の種類)

第 3 条 この要綱に基づき、市がコンベンション関係者に対して貸し出す物品の種類及び数量は、別に定める。

(使用の手続き)

第 4 条 物品を使用しようとするコンベンション関係者(以下「申請者」という。)は、周南市コンベンション・レンタル事業物品使用申請書(別記様式第 1 号。以下「使用申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の使用申請書を受け付け、当該申請が適当と認めるときは、貸出しを承諾し、周南市コンベンション・レンタル事業物品使用承諾書(別記様式第 2 号)を当該申請者に交付するものとする。

3 使用申請書は、貸出日の 3 月前から 5 日前(その日が、周南市の休日を定める条例(平成 15 年周南市条例第 2 号)第 1 条第 1 項に規定する休日に当たるときは、その

日前においてその日に最も近い休日でない日)までに、提出しなければならない。
ただし、市長が適当と認める場合は、この限りではない。

- 4 物品は、当該コンベンション終了後5日以内に返却するものとし、貸出期間1月を超えないものとする。ただし、会場施設関係者については、貸出期間を6月とし、更新を妨げないものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、市長が適当と認める場合は、前項に定める貸出期間を変更することができるものとする。

(使用承諾の制限)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、使用を承諾しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 物品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。

(使用者の遵守事項)

第6条 第4条第2項の規定による承諾(以下「承諾」という。)を受けたコンベンション関係者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用する物品の取扱方法、危険負担等について、事前に十分な説明を受けること。
- (2) 物品は、承諾を受けた目的以外の使用又は使用の権利の譲渡若しくは転貸をしないこと。
- (3) 物品は、正しく使用し、損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 物品の使用に際しては、安全、衛生及び環境保全に十分留意し、他の者に迷惑又は害を及ぼさないこと。
- (5) 物品の返却に際しては、必要に応じて清掃を行うこととし、汚損、毀損等を生じた場合は、必ず市長に報告し、その指示に従うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、物品の管理上市長が必要と認める事項

(使用承諾の取消し等)

第7条 市長は、使用者が物品を使用するに当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、承諾を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

(1) 第5条各号に該当する事由が生じたとき又は第6条各号に掲げる事項を遵守しないとき若しくは遵守しないおそれがあるとき。

(2) その他市長が必要と認めたとき。

(使用に係る料金)

第8条 物品の使用に係る料金は、無料とする。

(損害賠償)

第9条 使用者は、物品を滅失し、毀損し、又は汚損したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、物品の使用に際し、自らが被害を被り、又は他の者に損害を与えた場合は、使用者の責任においてその損害を賠償するものとし、市はその責めを負わないものとする。

(庶務)

第10条 この事業は、観光交流担当課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月14日から施行する。

附 則（平成26年12月17日）

この要綱は、平成26年12月17日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

周南市コンベンション・レンタル事業物品使用申請書

[別紙参照]

別記様式第2号(第4条関係)

周南市コンベンション・レンタル事業物品使用承諾書

[別紙参照]

(別 紙)

周南市コンベンション・レンタル事業実施要綱第 3 条に基づき、平成 26 年度にける貸出物品を次のとおり定める。

平成 26 年 12 月 17 日

周南市長 木 村 健 一 郎

(貸出物品)

1. 歓迎のぼり 50 ケ
2. 周南市 P R 映画 5 ケ
3. 周南工場夜景 P R 動画 5 ケ

以 上